

#### 4.5.7 部分改修工法

部分改修工法は、次による。

- (ア) 薄付け仕上塗材の場合は、4.5.6の(1)から(4)までにより、既存部分との模様合わせを行い、全面に上塗補修材又は可とう形改修塗材を塗る。
- (イ) 厚付け仕上塗材及び複層仕上塗材の場合は、4.5.6の(5)から(9)までにより、下塗材及び主材で既存部分との模様合わせを行い、全面に上塗材又は可とう形改修塗材を塗る。
- (ウ) 防水形複層仕上塗材の場合は、4.5.6の(10)及び(11)により、下塗材及び主材で既存部分との模様合わせを行い、全面に上塗材を塗る。